

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	第1回スケートボードパーク整備事業者選定審査会
開催日時	令和7年9月10日（水曜日） 13時30分から 14時20分まで
開催場所	枚方市役所 第3分館3階 第2会議室
出席者	会長：相原委員 委員：岸田委員、中川委員、森岡委員
欠席者	副会長：富山委員
案 件 名	(1) 会長・副会長の選任について (2) 審査会の運営について (3) スケートボードパーク整備事業の概要について (4) 募集要項（案）、要求水準書（案）の確認について (5) 評価基準の決定について (6) その他
提出された資料等の名称	資料1. 諮問書（写） 資料2. スケートボードパーク整備事業者選定審査会委員名簿 資料3. スケートボードパーク整備事業の概要について 資料4. スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項（案） 資料5. スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル要求水準書（案） 資料6. 様式集（案） 資料7. スケートボードパーク整備事業者選定審査会開催日程（案） 参考資料1. 枚方市附属機関条例（抜粋） 参考資料2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定（抜粋）
決定事項	・相原委員が会長に、富山委員が副会長に選任することを決定。 ・本審議会は非公開、会議録は作成のうえ非公開情報の有無を精査し、公表の時期については、事業者が選任された後に公表する。 ・募集要項（案）、要求水準書（案）について内容の決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する「情報の公開をしないことができる情報」に該当する内容について審議するため
会議録の公開、非公開の別及び非公開の理由	本審査会の答申後に公開

傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	観光にぎわい部 スポーツ振興課
審 議 内 容	
<p>〈開会〉</p> <p>事務局：           それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  本日は、お忙しい中、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。  です。</p> <p>                  私は、事務局を担当させていただくスポーツ振興課の井田でございます。  よろしく願いいたします。それでは、はじめに、観光にぎわい部長の富田  から、ご挨拶させていただきます。</p> <p>事務局：           ～挨拶（観光にぎわい部長 富田）～</p> <p>事務局：           それでは、ただ今から、「第1回スケートボードパーク整備事業者選定審  査会」を開会します。会長が選任されるまでの間、進行をさせていただきます  ので、よろしく願いいたします。</p> <p>                  本日の流れですが、お手元にお配りしております、次第をご確認ください。  委員紹介のあと、会長、副会長の選任など、案件に進んでまいります。資料  につきましても次第に一覧を記載している通りでございますが、資料1～資  料7、その他、参考資料1～参考資料2を用いて説明したいと考えておりま  す。</p> <p>                  まず、本日、審査会に対し、枚方市長から諮問書が提出されており、会長  席に配付しております。皆様にも、資料1として、その写しをお配りしてお  ります。</p> <p>                  本審査会は、この諮問に応じ、最優秀提案者及び優秀提案者の選定に関し  まして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した審査会でござ  います。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・  事業者が提案してまいります業務提案書等の内容について、整備に当たっ  ての技術力や創意工夫等、総合的に各申請団体を比較検討し、審査会で評価い  ただくことにより、最も得点が高い団体を最優秀提案者、次点の団体を優秀  提案者として答申いただくものでございます。</p> <p>                  本日を第1回とし、答申をいただくまで、全3回、ご審議をいただく予定  としておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>〈案件（1）：会長・副会長の選任について〉</p> <p>事務局：           それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。  大阪経済大学人間科学部教授相原正道委員でございます。</p>	

大谷・岸田法律事務所弁護士の岸田陽子委員でございます。

大阪体育大学スポーツ科学部教授の富山浩三委員でございますが、本日は、予定があわず欠席でございます。

中川恵子税理士事務所税理士の中川恵子委員でございます。

日本スケートボード協会関西支部支部長の森岡正治委員でございます。

なお、本日の出席委員は5名中、4名の委員にご出席いただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。

事務局： それでは、次第に沿って、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」でございます。参考資料1の「枚方市附属機関条例（抜粋）」をご覧ください。

本審査会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっています。

事務局といたしましては、本市における賑わいの創出等の観点も踏まえ、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長には、スポーツマネジメントの分野においてご活躍されております、大阪経済大学の相原正道委員に、副会長には、地域スポーツの分野でご活躍されている、大阪体育大学の富山浩三委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： それでは、会長を相原正道委員に、副会長を富山浩三委員に選任いただくことをご承認いただきました。会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

会長： ～会長挨拶～

事務局： ここからは相原会長に、審査会の進行をお願いしたいと思います。

#### 〈案件（2）：審査会の運営について〉

会長： それでは、審査会を進めてまいりたいと思います。まず、「案件（2）審査会の運営について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： 今後、本審査会を進めるに当たり、まず、「会議の公開・非公開」、「会議録の作成方法と公表・非公表」、「会議資料の公表・非公表」の3点について、決定いただきたいと思います。

参考資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において、ご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容について、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、次のページをご覧ください。枚方市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本審査会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただきます。どうかと考えております。

なお、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、審査会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしていただいております。説明は以上でございます。

会長：           ただいま、事務局から審査会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。

会長：           第2回審査会で点数をつける際の審議内容は、会議録に「会長名」「副会長名」を記載した上で公表するのですか。

事務局：          その通りです。

会長：           審査内容は守秘義務の関係でクローズにしていると思いますが、その採点中の内容を公開することになります。

事務局： 審査会直後は公表しませんが、事業者決定後に話し合いの内容を公表します。

会長： 審議が偏らず公正であるためには、委員の皆さんに良し悪しをはっきりと言って頂く必要があります。特に、悪い部分に関わる指摘については、守秘義務の観点で非公表とし、活発な意見交換の場となるようにしたいと考えます。

事務局： 事業者選定後、表現方法や非公開とすべき情報について委員の皆さんに精査して頂いたうえで、会議録を公表したいと考えています。

会長： 本件について、まず、審査会の会議は非公開とし、会議録については、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすること、次に、会議録と審査会の提出資料等は本審査会の答申後に公表とすることにご異議ありませんか。

委員一同： 異議なし。

#### 〈案件（3）：スケートボードパーク整備事業の概要について〉

会長： 「案件（3）スケートボードパーク整備事業の概要について」事務局の説明を求めます。

事務局： 資料3の「スケートボードパーク整備事業の概要について」の1ページをご覧ください。スケートボードパークの整備につきましては、これまでから、市民や市議会をはじめ、多くのご要望をいただいております。本市の東部エリアにあります王仁公園の敷地内に面積約700㎡のスケートボード広場を整備し、令和6年3月に、供用開始をいたしました。

2ページ目をご覧ください。その後におきましても、「淀川沿いの地域にもスケートボード場を整備してほしい」や「駅から近い場所にも整備してほしい」等のご要望の声が多数あり、本市2箇所目となるスケートボードパークの整備は、本市の西部エリアで、京阪本線の駅から徒歩圏内にあり、利便性が高く、既に整備されているバスケットボールコートと一体的に利用することでアーバンスポーツの普及にもつながることから、「淀川河川公園枚方地区」に整備することを決定いたしました。3ページ目には、整備予定地の位置図を示しております。

次に4ページをご覧ください。今回整備いたしますスケートボードパークの整備概要をご説明いたします。場所は淀川河川公園枚方地区にありますバスケットボールコートに隣接する形で、1,500㎡程度の面積で整備を予定しております。

淀川河川敷という広大な自然を活かした心地よいロケーションの中、初級

者から経験者まで幅広く楽しめるコース設定等により、多くの方でにぎわうスケートボードパークの整備をめざしています。

工期につきましては、本審査会で事業者を選定いただき、設計・工事に着手いたしまして、令和9年4月のオープンを予定しております。

整備後の維持管理は枚方市が行い、本施設の利用時間は淀川河川公園の開園時間に準ずる7時00分～17時00分までとし、無料の施設とするものです。詳細の事業内容については、後ほど募集要項等の資料説明の中で説明をさせていただきます。

以上、資料3 についての説明とさせていただきます。

会長：           ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。

委員一同：       意見なし。

#### 〈案件（4）：募集要項（案）、要求水準書（案）の確認について〉

会長：           「案件（4）募集要項（案）、要求水準書（案）について」を議題とします。本件について、まず、事務局の説明を求めます。

事務局：       資料4の「募集要項（案）」2ページをご覧ください。

「2趣旨」としましては、淀川河川公園におけるスケートボードパークの令和9年4月のオープンを目指して整備を進めるため、発注者の意向を踏まえ、柔軟かつ高度な表現力及び技術力による、施設整備計画から工事までを一括で行うことができる事業者を選定するものです。

「3事業の概要」としましては、（3）事業期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、（5）提案上限額は49,964,000円を上限といたします。

なお、今回の募集にあたり、（6）調査基準価格を設定いたします。調査基準価格を下回る価格提案があった場合には、適正な業務の履行が可能か否かについて、調査書類の提出を求め、事務局において審査を行います。

これら評価基準の詳細につきましては、後ほど案件「（5）評価基準の決定について」でご説明させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。

「4参加資格要件」についてご説明いたします。

（1）参加者は複数の構成員からなる共同企業体であること。としております。

これは、本事業が設計・施工及び工事監理までを一括でお願いすることとしており、工事業務と工事監理業務は同一の企業又は資本面もしくは人事面で関連がある企業同士が実施してはならない。としていることから、複数の

構成員からなる共同企業体を参加要件としているものでございます。

また、(2)では共同企業体を構成するにあたっては、共同企業体協定書を締結すること等の留意すべき内容を記載しております。

次に4ページをご覧ください。

(3)参加要件といたしまして、①業務の履行実績として、構成員のいずれかが、スケートボードパークの整備に係る工事を受注し、履行完了した実績を1件以上有すること。また、②では、本施設が河川公園内での整備となることから、工事を担当する構成員が、「造園工事業」の許可を受けていることや、③1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の資格を有する者を従事させること等を参加要件として記載しております。

次に5ページをご覧ください。

「5公募型プロポーザルの概要」といたしまして、審査方法をご説明いたします。審査は「参加資格審査(第1次審査)」と「業務提案審査(第2次審査)」の順に審査を行います。

第1次審査では、事業者から提出いただいた参加表明書等の書類をもとに、事務局において、先ほどご説明しました参加資格要件についての審査を行います。

その後、第2次審査では、本審査会において、事業者から提出いただいた業務提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容をもとに、評価点が最も高い参加者を最優秀提案者に、次点者を優秀提案者として選定いただくものでございます。

6ページには審査フローといたしまして審査の流れを記載しております。

次に、実施スケジュールにつきましては、7ページをご覧ください。

本日いただきました委員の皆様からのご意見を踏まえ、修正いたしました募集要項及び要求水準書等につきましては、9月25日に本市ホームページで公表し、11月4日まで、事業者からの参加表明書等の受付を行います。

第1次審査につきましては、事務局において審査した後、審査結果通知を送付し、第2次審査に向けて、業務提案書等の受付を行います。

第2次審査につきましては、提出いただいた業務提案書等を委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認いただいた後に、12月中旬頃に第2回の審査会を開催し、事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたします。その後、最優秀提案者の決定及び市長へご答申をいただき、審査結果については、1月中旬に事業者へ通知できればと考えております。なお、事業者からの質疑の受付方法や提出書類等の詳細につきましては、8ページから10ページにかけて記載しております。恐れ入りますが、10ページをご覧ください。第2回審査会で実施予定のプレゼンテーションの実施について、ご説明いたします。「8 業務提案審査の実施」の(1)プレゼンテーションの実施をご覧ください。

第1次審査「参加資格」の審査に合格した参加者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

プレゼンテーションの所要時間は事業者からの説明を20分、質疑応答を20

分程度で予定しています。

申請団体退室後に、事務局への質疑や委員同士のディスカッションをおこなっていただき、各委員における評価を決定いただければと考えています。

なお、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全3回とご説明させていただいておりましたが、申請団体が1団体のみであった場合は、本来、第3回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、この際、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいております。

なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。

なお、11ページから14ページには、委員の皆様へ評価いただくにあたっての評価基準を記載しております。次の案件でございます「評価基準の決定について」でご審議いただくため、こちらについては、後ほどご説明させていただきます。

恐れ入りますが、15ページをご覧ください。

「10 契約の締結」といたしまして、最優秀提案者選定後の手続き等を記載しております。また、16ページから18ページにかけて「11 提出書類の一覧」及び「12 提出書類の作成要領」を記載しております。

なお、各種提出書類につきましては、資料6に様式集(案)を添付しております。

募集要項(案)の説明については、以上でございます。

事務局：

このまま続けまして、資料5「スケートボードパーク整備事業に係る公募型プロポーザル要求水準書(案)」について、ご説明いたします。

まず、資料5の2ページをご覧ください。

「1 位置付け」といたしまして、本要求水準書は、募集要項と一体のものとし、業務提案を行う際の内容及び品質の満たすべき最低限の水準を示したものでございます。

「2 業務の範囲」といたしまして、本業務は、施設の整備に係る測量等の各種調査やスケートセクションの検討、設計、設計図書の作成、及び工事監理と、設計図書に基づく工事一式をお願いするものでございます。

なお、(3)②に記載のとおり、本施設は淀川河川公園内に整備することから、土地所有者である国との協議や許可が必要であり、協議に必要な資料の作成や協議期間に4か月程度、要することを記載しております。

また、③として本施設の長期的な運用を見据えた提案とし、将来的に必要な機能や設備等がある場合はあわせてご提案いただきたい旨を記載しております。

次に3ページをご覧ください。

「3 整備施設の概要」では、施設名称や整備予定地の記載に加え、(2)

の2つめの※印のとおり、淀川河川公園内の構造物には、「河川法」が適用されるため、平均地盤面から1メートルを超える高さの構造物を設置する場合は、大雨の増水時に容易に取り外し、移動できる構造としなければならない旨を記載しております。

また、「(3) 整備予定面積」は1,500 m<sup>2</sup>程度、「利用種目」はスケートボードとインラインスケートが利用できる施設とし、「利用対象者」は主に初心者～中級者の方が楽しめるパークの整備をお願いするものでございます。

なお、本施設は令和9年4月1日からの供用開始を予定しているため、「4 業務期間」としては、本審査会での事業者選定後、契約締結日から各種調査・スケートセクション等の検討・設計を行い、令和9年3月15日までに工事完了することとしております。

4ページ以降には、「5 要求水準書の変更」についてや「6 著作権等の取扱い」についてを記載しております。

恐れ入りますが、5ページをご覧ください。

「II 要求水準」といたしまして、本市が求める具体的な施設の内容を記載しております。

ページ中程にございます「3 施設について」をご覧ください。

(1) 規模ですが、①面積は1,500 m<sup>2</sup>程度とし、縦横の長さについては提案によるものとしております。

また、今回の整備では、スケートセクションはコンクリートセクションに加え、置き型のスチール製セクションの提案も可能としております。

先ほどご説明いたしました「河川法」の適用により、高さが1メートルを超える場合には、河川の増水時に、容易に撤去できる構造とすること等を記載しております。

(2) では、本市の求める「施設の目指すべき姿」といたしまして、①地元スケートボード関係者の意見を十分に反映した施設とすること。②パーク利用者と公園利用者の安全性について十分考慮すること。③スケーターを満足させる品質と優れた耐久性を兼ね備えること。④メンテナンスや増水時の対応について十分検討すること。⑤淀川河川公園周辺地域の賑わいを創出する拠点となること。を記載しております。

これらの目指すべき姿を実現するために、本市が求める水準について、6ページ以降に詳細を記載しております。

「(3) 施設配置」としましては、幅広い方が楽しめるパークとするため、滑走スペース全体の20%～40%を平坦な「初心者・初級者エリア」として設定し、残りのスペースには難易度の変化に富んだ多様なセクションを配置した「中級者エリア」を設定すること、また、技の練習が連続してできる回遊性のあるレイアウトとすること等を要求水準として記載しています。

④外構については、降雨時の排水を考慮した計画とすること、また、公園利用者や観覧者の安全対策等についても配慮するとともに、滑走エリアの周囲には、パーク利用者や公園利用者が利用できる、居心地の良い休憩スペースを設ける等の提案もあわせて求めるものでございます。

また、⑤その他としていたしましては、本パークの魅力をさらに向上させる提案や各種イベントの開催提案等があれば、あわせてご提案いただきたい旨を記載しております。

次に、7ページをご覧ください。

「(4)仕様」では、長期間の使用を見据えた路盤及びセクションの仕様について、参考基準等をお示しするなどの詳細を記載しております。

9ページ以降には、設計業務にかかる詳細な手続きや提出資料を、11ページには工事の実施にあたって、必要な手続きや提出書類等について、記載しております。

13ページをご覧ください。

「7実施体制・進捗管理」では本業務の執行にあたっては確実に実施できる体制を設けることや適宜、発注者と協議し、進捗の管理を行うことを記載しております。

「8業務の再委託」では、再委託は原則禁止といたしますが、業務の実施にあたり、専門性等の観点から、自ら実施するより高い効果が期待される場合には、発注者の承認を得た場合に限り、再委託できるものを記載しております。

要求水準書(案)の説明については、以上でございます。

会長：           ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。

委員：           募集要項(案)16ページ「キャッシュフロー計算書」については、非上場企業は作成義務がありません。「株主資本等変更計算書」についても株主向けの書類なので、一般的に提出を求めるものなのか疑問です。また、「注記表」については、財務諸表に添付されているものと思いますが、記載することが一般的でしょうか。一方、よその事例で言うと、「事業報告書」は作成義務があるため求めることはよくあります。

また、様式1の添付書類で「市税の滞納無証明書」とありますが、「本市に納税義務を有する場合のみ提出する」という条件だと、把握できる対象が限られています。税務署には「法人税」や「消費税」の未納が無い証明があるので、あわせて確認されてはどうか。

事務局：       提出書類については、他市のスケートボードパーク整備事業等を参考に工事を所管する部署とも協議して記載していますが、ご意見を踏まえてもう一度精査いたします。

委員：           法人格の確認については、商業登記簿、定款などさまざまな書類もあるので検討してはどうか。

事務局：       ご意見について確認させて頂き、必要に応じて修正いたします。

会長： 事務局調整のうえ、委員に報告をお願いします。

#### 〈案件（５）：評価基準の決定について〉

会長： 次に、「案件（５）評価基準の決定について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： 資料４「募集要項（案）」の１１ページをご覧ください。

「（２）業務提案審査の評価基準」について、ご説明いたします。この評価基準は、募集要項、要求水準書に基づき、委員の皆様にご覧いただき申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。

業務提案審査については、「①計画内容による評価」を７０点満点とし、１３ページにございます、「②価格による評価」を３０点満点と、それぞれ得点化したものを合算し、合計１００点満点とする総合評価方針により選定するものです。

本事業につきましては、民間事業者の専門性を活かした高度な技術力等による施設整備を目的としているため、計画内容の評価を重視した配分としております。

１１ページにお戻りください。

まず、「①計画内容の評価」につきましては、提案内容が、要求水準書で示した整備の考え方や留意点を踏まえる内容となっているかを評価いただくもので、審査項目としては、「１実施体制及び事業全体のスケジュール」について、「２整備内容」といたしまして、施設の配置や形状、安全性、品質及びメンテナンスについて、「３賑わいの創出」について、それぞれの項目ごとに評価を行っていただきます。

計画内容の評価については、委員の皆様それぞれの項目ごとに、１２ページに記載しております「別表１」に示す、１～５の５段階で評価していただきます。

なお、申請団体の業務提案書等の書類や評価いただく際の様式については、次回（第２回）の委員会までに、委員の皆様にお届けする予定です。

内容をご確認いただき、業務提案書等の記載内容だけでは判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等については、第２回の委員会で実施する申請団体によるヒアリングの場での質疑等により、ご確認、ご判断いただければと考えております。

第２回の委員会での申請団体へのヒアリングを経て、各委員による評価を行っていただき、その上で、第３回選定審査会において、各委員による評価結果を踏まえ、各委員の採点の平均点をお示ししますので、その平均値を参考にしながら、本審査会としての最終の評価として、審査項目ごとに、別表２に示す９段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけ

て事業者ごとの得点を算出するものでございます。

なお、計画内容の配点は70点満点とし、50%未満の場合は、当該参加者を最優秀提案者等として選定しないものとします。

次に、②価格の評価についてですが、価格提案の評価は30点満点として、記載している算定式によって得点化を行います。

市が設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、提案額が上がるにつれて、減点となり、提案上限額と同額であった場合の得点を満点の50%の15点とするものです。

なお、調査基準価格を下回る提案があったときは、最も低い額となる提案額を満点の30点とする計算式に置き換えるものでございます。

調査基準価格につきましては、提案による競争を阻害するおそれがあることから公表しないものです。

これら①計画内容の評価と②価格の評価をあわせました評価点が最も高い提案者を最優秀提案者に、次点者を優秀提案者に選定いただくものでございます。

選定基準の説明については、以上です。

会長：           ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。

委員一同：       意見なし。

#### 〈案件（6）：その他〉

会長：           次に「案件（6）その他について」事務局の説明を求めます。

事務局：        その他といたしまして、今後の予定につきまして、ご説明いたします。本日の委員会が終わりましたら、募集要項等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が参加表明書及び業務提案書等の提出をしております。

その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。

最優秀提案者、優秀提案者の決定後、委員の皆様から選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えております。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が選定事業者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしく願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本審査会の審議内容につきまして

ては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせまして、よろしくお願ひいたします。

最後に、繰り返しになりますが、次回の「選定審査会」につきましては、12月中旬のプレゼンテーションを予定しております。

事業者の応募状況次第ではございますが、長時間に及ぶことも想定されますので、後日日程調整をさせていただき、正式な日程が決まりましたらご案内させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の資料につきましては、次回の審査会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願ひいたします。事務局からは以上でございます。

会長： 事務局からの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお伺ひいたします。

委員： 審査内容については問題ありませんが、例えば実際に初級・中級レベルに応じたセクションを見分ける際、どの程度のものが初級・中級を指すのか、あるいはどういうものが良いセクションなのか、もう少し分かる資料があれば頂けますか。

事務局： 標準的なレベルが分かる参考資料については、プレゼンテーションの前に委員の皆様へご提示させていただきたいと考えています。

会長： 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
「第1回スケートボードパーク整備事業者選定審査会」を閉会いたします。

以上（終了時刻：14時20分）